

「いじめ防止対策推進法」が できて思うこと



「いじめ」——これを早くに発見したり、予防したりしようとするのであれば、道徳教育を強調し、いじめをした子どもを罰することが柱になるようなやり方ではだめである。

一般に報じられ、イメージされている「いじめ」は、加害・被害の関係が認められる場合であることが多く、その結果、加害児童・生徒や、対応できない学校などに対して、厳しく臨むことが強調される。しかし、現実には起きている自殺事件の中には、加害とは意識もされていないことに子どもが傷ついている場合があり、それが最悪の結果を招いているのである。

いじめへの制裁——必要な場合もあるが、人に制裁を加える以上は、何でもかんでもいじめにすることはできず、広く考えることはできない。しかし、それは、逆に、「いじめではない」とされる範囲を作り出し、その結果、「いじめとはいえないから・・・」とされて、受け止められず、そのままにされてしまうことにつながる。大切なことは、友達関係などでつらい思いをしている子どもに気づき、耳を傾け、寄り添い、人間関係を作り直していけるかである。「いじめ」を、「制裁」のための概念ではなく、「発見」のための概念にしなければならない。

昨年の6月、いじめ防止対策推進法ができた。玉石混淆の法律である。法律を受けて、10月には、政府の「いじめ防止等のための基本方針」、あわせて「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」が示された。基本方針やポイントでは、審議したメンバーががんばって、少しその方向性を変えたように見える。自治体や学校でその方向性を踏まえて具体的な取組がなされることが期待されている。

弁護士 野村 武司

● 事務所案内 ●



営業時間 祝日を除く月～金 午前9時30分～午後5時30分
法律相談 予約制 048-946-1730までお電話ください

ホームページも是非ご覧ください。

獨協法律

● ホームページリニューアル!!

この度、ホームページを大幅にリニューアルしました。ご相談からご依頼までの流れや弁護士費用など、できるだけわかりやすく作成しました。相談日や事務所の新着情報など、定期的に更新を行っていく予定です。ぜひご覧ください。

● 学習会しませんか??

当事務所では弁護士が講師となり、出張学習会を行っています。お知り合いのお仲間や友人知人、町内会、団体などの少人数でも法律のお話をいたします。ぜひお気軽に事務所までお問い合わせ下さい。

● 事務局一同より

事務所開設から丸7年。町で声をかけていただくことが多くなりました。事務所にも気軽に立ち寄っていただけると嬉しいです。まだまだいたしませんか、「身近な法律事務所」となれるようこれからも頑張りますのでよろしくお願いいたします。

獨協地域と子ども 法律事務所だより

2014.4
vol.7



Photo:Takeshi Nomura

ご挨拶

事務所の名前にもあるとおり、草加地域をはじめとする地域の皆さんの力強い相談相手でありたいと願い、皆さま方の生活上の様々な法律問題を受け止めて参ります。特に高齢化社会の中で、高齢者や団地住民の皆さまのよき相談相手であることも心がけてゆきます。また、廊下を挟んで「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」を支えつつ、子ども、少年問題等に力点を置いてゆきたいとも考えています。更には、獨協の大学院の中の法律事務所として学生、若き法律家の養成にも努力して行きたいとも考えています。そのための事務所体制の充実も図ってゆきたいと考えています。

多くの国民の反対を押し切り秘密保護法が成立してしまいました。憲法の観点から見て大いに問題のある法律であることはご承知のとおりです。更に今年は集団的自衛権の行使を認めようとする動きなどを見ますと、私達の基盤である日本国憲法が大きく揺らいでいるように思います。私達は、このようなときであるからこそ憲法の原点、法律家としての原点からものを考え、行動をしてゆきたいと考えています。

所長

弁護士 柳重雄

獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10

TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

無罪判決を獲得しました!!

平成25年10月2日、さいたま地方裁判所越谷支部において、強制わいせつ被告事件につき無罪判決を獲得いたしました。また、私がお手伝いをさせていただいていた事件で、平成26年1月8日東京地方裁判所において、窃盗被告事件につき無罪判決を獲得いたしました。

いずれの事件も、被害者の供述がほとんど唯一の証拠である中で、裁判所は弁護人の指摘通り、その供述の信用性について丁寧に検討を重ね、被害者の供述の信用性を否定する判断をしました。最高裁判所が、被害者の供述がほとんど唯一の証拠である場合には慎重に判断しなければならないと示した姿勢が、下級審裁判所に浸透してきたことを実感いたしました。

私がこのような判決を獲得できたのは、獨協大学法科大学院においてリーガルクリニックという臨床教育を受け、刑事弁護中心の法律事務所で刑事弁護活動を肌で体験させていただいたこと、法科大学院生でありながら東京弁護士会の法廷弁護技術研修に参加するなど最先端の刑事弁護を学ぶ機会をいただけたこと、弁護士になってからも埼玉弁護士会における法廷弁護技術研修の他、NITAというアメリカの法廷弁護技術研修を受講するなど、さまざまな先生方から刑事弁護のエッセンスをご指導いただけたということが、大きな要素になっていると思います。これまでご指導いただいたすべての先生方に、御礼申し上げます。

ですが、何よりも、いわれのない罪で国家から訴追を受けながらも、心折れることなく自らを信じ、信念を貫かれたご依頼者様たちの意志の強さが最大の要因であったと感じています。

刑事事件は、本当に時間との勝負です。いずれのご依頼者様たちも、早い段階で弁護士を呼んでいただいたことが、無罪という結果につながっています。ご家族、ご友人など、大切な方が万が一逮捕されてしまったり、あらぬ疑いをかけられそうになってしまった場合には、すぐにご相談ください。

弁護士 中原 潤一

無罪!!



老後の問題を考える

～学習会をとおして～



昨年11月、当事務所において、一般の方を対象とした学習会を開催いたしました。テーマは、『老後の問題を考える』です。誰もが避けては通れない、身近な問題を取り上げました。

遺言書はどうやって書くのか、葬儀費用は誰が負担するのか、お墓を継がせるにはどうすればよいかなど、弁護士3名がお話し致しました。単に法律の仕組みを説明するだけでなく、世間で注目を集めている「エンディングノート」など、今すぐ使える便利なものについても説明いたしました。

平日の夜に行なわれましたが、多くの地元の住民の方にお越し頂き参加された方からは、「今、ちよ

うど悩んでいることで参考になりました」等の感想をうかがうことができました。お役に立つことができたのではないかと感じております。参加して下さった方々には、事務所同、大変感謝いたしております。

学習会は毎年11月ごろに行なわれており、子どもの問題と高齢者の問題を交互に取り上げております。

今年度の学習会については、今後、当事務所のホームページでお知らせ致しますので、ぜひお越しいただければと思います。

弁護士 川原 祐介



弁護士紹介

バリの大通りへ



弁護士
柳 重雄

本来の弁護士業務を忘れているわけではありませんが、秘密保護法反対、TPP反対などの運動にも追われる日々です。憲法9条の平和の息づく社会から「戦争をする国」になるのが今の本当の歴史の曲がり角、法律家としての矜持を忘れない、今年も皆さまとともに頑張ってゆきたいと思っております。娘はまだフランスから帰ってきません。そのうちに私も消えてしまうかも知れませんが、そのときはきっとバリのジャンゼリゼ通りを歩いています。

再稼働を許さない 次世代への責任を



弁護士
井原 正則

この3月11日で、福島原発事故から3年が経過しましたが、事故は収束しておらず(汚染水・廃炉など)、全国に多くの避難者がいます。放射能で原発の中心には近づくことすらできず、燃料の状態や事故の原因は明らかになっていないといえます。このような中で、再稼働を選択することは余りにも無責任ではないでしょうか。私には、幼い2人の子ども(7歳・5歳)がおり、彼らが大人になるときに日本で生活できるように、また、世界の人が放射能汚染の危険におびえずに安心して暮らせるように、今動かなければならないと思っています。

地域の法曹の魅力を



弁護士
野村 武司

獨協大学法科大学院研究科長職の3期目……。法曹の仕事はとても意義のあるものです。しかし、その魅力が伝わらず、法科大学院としても厳しい環境にあります。昨年、内閣府から表彰を受けた「地域と子どもリーガルサービスセンター」とともに、地域の法曹の魅力を伝えていければと思っています。川崎市の子どもの権利委員会の委員長のほか、新たに、日弁連の子どもの権利委員会の幹事、某県立高校いじめ自殺調査委員会も引き受けています。息切れしないよう、大きく息を吸ってがんばりたいと思います。

2段階上の目標



弁護士
中原 潤一

私はテニスが趣味なのですが、最近の錦織選手はすごいですね。彼が進化したのは、「2段階上の目標」を設定したからなのだそうです。これまでは「世界のトップ10」を目標にしていたらいいのですが、今年からは「世界のトップ3」が目標らしいです。そうすると、トップ10は簡単にクリアしちゃうそうですね。私も、彼を見習って2段階上の目標を設定し、弁護士として飛躍しようと思います。

身近な弁護士を目指して



弁護士
川原 祐介

入所1年で感じたことは、皆さまと弁護士の距離が遠い事です。その距離を縮められたらと思います。この1年、定期的に松原団地内で身近な法律問題を話す出張講座を行なってきました。法律問題だけでなく雑談もし、今では、気軽に話しかけて頂けるようになりました。皆さまとの距離が少し縮まったように感じています。

今後も、何かあった際に「とりあえず、あの弁護士に相談してみよう」と言っていただけるよう、頑張っていきたいです。